

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>第1 個人市民税</p> <p>（1）外部委託の検証</p> <p>＜データ入力作業について＞ （報告書50ページ）</p> <p>【意見】 データ入力作業について 件数の見積もりの際には、できるだけ見積件数と実績件数との間に誤差が生じないように引き続き注意することが望まれる。 また、件数の乖離が大きい場合に契約金額を変更する、あるいは実績件数による金額精算を契約に追加する等の対応策について受注者と協議されたい。 （市民税課）</p> <p>（2）課税客体把握の検証</p> <p>＜申告用紙の再発送について＞ （報告書51ページ）</p> <p>【意見】 申告用紙の再発送について 発送対象者の中には、今年は申告が必要であった者が翌年は不要となることがあるため、申告件数の集計により再発送の有効性を検証することは難しい。仮に申告件数が著しく少ない場合でも、再発送は市民の自発的な申告を促す一種の行政サービスである側面があるため、それ自体が無駄とも言い切れない。しかし、再発送対象者には1月に同様の申告書が発送されているため、再発送の必要性について長期的な視点で検討を始めることが望まれる。 （市民税課）</p>	<p>見積件数は、前年度の実績等を参考に算出しているものなので、実績件数と差が生じることはやむを得ないとする。</p> <p>このデータ入力業務は、請負契約による業務委託であり、事業者はスケジュールや作業人員の配置など複数の要素で事業費を積算し、市が予定した金額の範囲である場合に契約を行っているものである。件数は経費積算の一つの要素であるが、件数の差のみを理由に契約内容の変更を要求することは、適当ではないとする。</p> <p>（市民税課）</p> <p>申告により得られる情報は、市民税の課税資料となるだけでなく、国民健康保険料など各種保険料の算定や福祉サービスの提供など、行政として欠かせない基礎資料の一つである。</p> <p>申告書の再発送は、上記基礎資料の精度を高めるためにも有益であり、各担当課が個々に所得状況を把握する事務の軽減に効果的に機能しているものと考えている。</p> <p>（市民税課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p><給与支払報告書の未提出事業所の把握について> （報告書51ページ）</p> <p>【意見】 給与支払報告書の未提出事業所の把握について</p> <p>人数を設定して対象を抽出することは業務の効率上有効であるが、前年において5人分の給与支払報告書を提出した事業所が、当年においてその5人分の給与支払報告書の提出を怠った場合、電話勧奨の対象とならない。</p> <p>具体的な対策として、「源泉照会対象者リスト」をより有効に活用し、加えて毎年11月に発送される給与支払報告書（総括表）の発送リスト（平成29年度の発送件数10,697件）及び電子申告利用者へ送信リスト（平成29年度の送信件数11,532件）を参考にするなど、給与支払報告書の提出義務を怠っている事業所の検出と指導を徹底することが望まれる。 （市民税課）</p> <p>（４）課税事務の検証</p> <p><給与支払報告書の電子申告について> （報告書53ページ）</p> <p>【意見】 給与支払報告書の電子申告について</p> <p>書面による給与支払報告書を受け付けた場合、データの入力について外部委託を行っている。外部委託するまでには複数の作業が必要であり、この作業は臨時職員を中心として行っているが、電子申告を推進することで①給与支払報告書の受付処理業務の削減②臨時職員の人件費の削減③データ入力の外部委託の経費の削減を図ることができる。</p> <p>電子申告推進手段として、税理士等への働きかけや税務署と連携し、共同で電子申告の推進が望まれる。 （市民税課）</p>	<p>この業務は、繁忙期の中の限られた期間に実施し、完了しなければならない。効率的な対象事業所の抽出と提出の勧奨を行っているものであり、他の業務とのバランスや優先順位からすると、今以上の作業の実施は困難である。 （市民税課）</p> <p>電子申告の推進については、税務署と連携し、税理士会定例会や年末調整説明会等で周知している。併せて事業所へは、給与支払報告書総括表の送付に案内するなど協力を呼び掛けている。</p> <p>年々、電子申告での提出件数は増加しており、効果が表れているものと認識している。 （市民税課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p><市民税申告書の事前発送について> （報告書54ページ）</p> <p>【意見】市民税申告書の事前発送について 費用対効果を考慮した上で、抽出条件の変更の検討が望まれる。変更案の一例としては、発送の対象外としている年齢を18歳から22歳に上げることが挙げられる。これは、マイナンバー制度の導入や特別徴収義務化の取り組みにより、給与支払報告書の提出者は増加し、給与所得者の課税客体の捕捉率は高まっていると考えられるためである。 （市民税課）</p> <p><退職所得に係る市民税納入申告書について> （報告書56ページ）</p> <p>【意見】退職所得に係る市民税県民税納入申告書について 税額の納入期限は、退職手当等を支払った月の翌月10日であるが、現在、長野市で使用する「退職所得に係る市民税県民税納入申告書」には、退職手当等の支給日を記載する欄が無い。税額が納入された場合、納入期限が守られているかどうかを確認することができないため、当該様式は地方税法施行規則に規定されていることは承知しているが、納入申告書に退職手当等の支給日を記載する欄を設けることが可能であるか検討が望まれる。 （市民税課）</p> <p><家屋敷課税について> （報告書57ページ）</p> <p>【意見】家屋敷課税について 課税される件数が少ないため市民の感覚から家屋敷課税の認知度は低く、課税されるケースがわかりづらいことから、家屋敷課税に対する市民の周知度を向上させるために、家屋敷に関する具体的なQ&Aの作成等によるホームページでの周知が望まれる。一例として、福島県棚倉町のホームページでは「家屋敷課税に対するQ&A」が掲載されている。 （市民税課）</p>	<p>申告により得られる情報は、市民税の課税資料となるだけでなく、国民健康保険料など各種保険料の算定や福祉サービスの提供など、行政として欠かせない基礎資料の一つである。 現行の事前発送の抽出条件は、上記基礎資料の精度を高めるためにも有効であり、各担当課が個々に所得状況を把握する事務の軽減に効果的に機能しているものと考えている。 （市民税課）</p> <p>地方税法施行規則で定められている当該様式では退職年月日の記載を求めているが、県内市町村へ照会等を行い、その動向を含まえ検討する。 （市民税課）</p> <p>意見のとおり、他市町村の事例等を参考にホームページにQ&A形式の記事を掲載し、周知に努めた。 （市民税課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（５）他部署との連携の検証</p> <p><資産税課との連携について> （報告書57ページ）</p> <p>【意見】 資産税課との連携について 資産税課と連携し、市外発送対象者の情報を共有することで、家屋敷課税の課税対象者に対する課税漏れの検証をすることが望まれる。 （市民税課）</p> <p><保健所情報及び事業所税情報の共有について> （報告書58ページ）</p> <p>【意見】 保健所情報及び事業所税情報の共有について 例えば、市税条例第11条第2号の規定による均等割の課税漏れの対策として、飲食店や美容業であれば、事業者は市の保健所に「食品営業許可申請」を提出しているため、市の保健所に情報提供を依頼することでその事業者の情報を取得できる。資産税課では、固定資産税（償却資産）の課税客体把握のために保健所情報を活用しており、費用対効果を考慮した上で情報の共有が望まれる。 また、店舗の賃貸人は事業所税における一定の要件を満たす場合、「事業所用家屋の貸付（異動）申告書」を市民税課に提出しており、申告書には賃借人の氏名や住所も記載されるため、事業所税の担当者と情報共有することで、個人事業者の氏名や住所の特定が行える。 （市民税課）</p>	<p>非課税の被扶養者が居住する家屋敷を把握するための調査手法としては適さないが、別荘所有者を的確に把握する上で有効と認められることから、情報の活用方法等を具体的に検討したい。 （市民税課）</p> <p>保健所情報活用にあたって、所管課と情報共有について協議を行い、情報活用の適否の検証作業を行う。また、個人事業者の氏名や住所の特定の際、事業所税における「事業所用家屋の貸付（異動）申告書」を有効活用したい。 （市民税課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>第2 法人市民税</p> <p>（1）課税客体把握の検証</p> <p><法人の除却について> （報告書70ページ）</p> <p>【意見】 法人の除却について 法人県民税と法人市民税の納税義務者の要件は同じであるため、ずれが生じている場合には互いに情報を共有して調整を行うことが望まれる。 （市民税課）</p> <p><不申告法人実態調査について> （報告書70、71ページ） 平成25年度～平成29年度の実態調査の内容（合計46件）の確認とヒアリングを実施した。（平成25年度8件、平成27年度8件、平成28年度15件、平成29年度15件）</p> <p>① 平成29年10月26日に現地調査を実施し、決定保留となった件</p> <p>【意見】 調査対象法人の代表者に別会社から給与が支給されているが、調査対象法人と給与の支払者との関連性については調査が行われていない。 調査対象法人と給与支払者の間に関連性がある場合には、営業活動の実態がある可能性があり、決定課税の余地がある。したがって、その点についての追加調査を行うことが望まれる。 （市民税課）</p> <p>② 平成28年11月18日に現地調査を実施し、平成29年1月9日に除却となった件</p> <p>【意見】 調査対象法人は平成26年3月28日に休業届出が提出された際、「再開の見込みあり」となっているが、平成28年度に除却となっている。 「再開の見込みあり」としている法人の除却については、慎重に処理を行うべきであり、除却前に代表者に連絡し、活動状況の確認を行うことが望まれる。</p>	<p>法人県民税と法人市民税の納税義務者のずれについては、県から送付される「法人税額等通知書」と長野市の「課税台帳」との突合を行い、突合の結果、県で課税があり長野市で課税がないものは県に調査確認を行うことで、ずれが生じないように情報を共有していく。 （市民税課）</p> <p>当案件については、包括外部監査後に追加調査を実施した。 法人代表者と接触し聞き取りを行い、調査対象法人に営業活動がない旨を確認した。更に調査対象法人から給与支払報告書の提出がないことも確認できたため、営業活動の実態はないものと判断した。 （市民税課）</p> <p>令和元年度から、「再開の見込みあり」の法人の除却については、除却処理を行う前に法人の代表者等に連絡し、活動状況の確認を行うよう事務手順の見直しを図った。 （市民税課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: right;">（市民税課）</p> <p>③ 平成28年から決定保留となっている法人の件</p> <p>【意見】 調査対象法人は、平成28年度の不申告者リストにあるが、その後除却されていないにもかかわらず、平成29年度の不申告者リストに法人名の記載がない。 その理由を確認したところ、平成29年度の不申告者リストへの転記漏れと判明した。 当該法人については平成30年度に実態調査を行う予定である。事務処理の見直しを行い、除却法人の把握を十分に行うことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（市民税課）</p> <p>④ 平成25年10月22日から毎年度調査を実施し、平成30年2月21日に除却となった法人の件</p> <p>【意見】 調査対象法人は、平成25年度、平成26年度と決定課税をしているが、平成27年度、平成28年度は、決定保留としている。 平成29年度の実態調査において、個人事業主として営業していることが判明し、除却となっている。 平成25年度、平成26年度と決定課税しているが、平成27年度、平成28年度と事業をしていることが確認できれば、決定課税されるべきであり、また個人事業主であるならば平成29年度と同様に除却とするべきである。 公平な課税を実施すべく、課税客体の把握を正確に行うことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（市民税課）</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>不申告リストの作成にあたっては、転記漏れをなくすため、前年度の不申告リストと当年度作成した不申告リストの突合作業を行うこととし、前年度の不申告リストから消滅している法人については、その理由を確認するよう事務手順の見直しを図った。</p> <p style="text-align: right;">（市民税課）</p> <p>当該事業所については、代表者から提出された市県民税申告書の確認により、当該事業所から給与が支払われていることを確認した。また、電話調査により、代表者から法人として営業していることが判明した。したがって、平成31年3月15日付で申告の催告と、申告がない場合は決定課税を行う旨の案内を送付した。</p> <p style="text-align: right;">（市民税課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>⑤ 平成25年11月5日から毎年度調査を実施しているが、決定保留のままとなっている法人の件</p> <p>【意見】 調査対象法人は、平成25年11月5日から平成28年12月6日まで毎年現地調査を実施しているが、決定保留のままである。 平成28年度の現地調査の結果営業実態はあると判断できることから、決定課税すべきである。 調査対象法人に対し、現地調査のみ実施するのではなく、法人への聞き取り等を含め当該法人には追加調査を実施すべきである。 公平な課税を実施すべく、課税客体の把握を正確に行うことが望まれる。 （市民税課）</p> <p>【意見】 不申告法人実態調査についてのまとめ 判断が難しい法人は決定保留の処理を行うことに対しては理解できるが、決定保留となった法人については、次年度の不申告法人実態調査において、基本的に前年と同様の方法により調査が行われるため、前年と同様の処理に至る可能性は高い。決定保留の処理が行われた法人については、次年度以降は違った視点で調査を行うことで、納税義務の判定を行うことが望まれる。 不申告法人実態調査は、不申告法人の実態を確認する調査であり、課税客体の把握につながることから、その調査方法に法人代表者の聞き取りや、面談等を加えることが必要と考える。法人市民税は申告納付のものであることから、適正な課税客体の把握に努め、公平な課税を実施すべきである。また、不申告法人実態調査には法人市民税の深い知識が必要なため、税制・法人担当の職員のみで行うことが望まれる。 （市民税課）</p>	<p>当該事業所については、代表者から提出された市県民税申告書の確認により、当該事業所から給与が支払われていることを確認した。したがって、平成31年3月15日付で申告の催告と、申告がない場合は決定課税を行う旨の案内を送付した。 （市民税課）</p> <p>不申告法人実態調査については、「不申告法人実態調査実施手順」により行っているが、この実施手順の見直しを図る。 具体的には、法人代表者等との接触、電話連絡、給与支払報告書確認を必須項目とするよう見直し、決定保留件数が減少するよう改善を図る。 また、実態調査については、限られた職員数の中で効率的に調査を行う必要があるため、書類による調査等は市民税課職員全員であたり、より専門的な知識が要求される部分については税制・法人担当で行うなど、事務分担について見直しを図る。 （市民税課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p><市外法人や商業ビルの納税義務者把握について> (報告書72ページ)</p> <p>【意見】 市外法人や商業ビルの納税義務者把握について 店舗の入れ替わりが早い商業ビル等については法人情報を逐一把握することは困難であることが確認できたため、定期的なサンプル調査を行うことが望まれる。 (市民税課)</p> <p>(2) 算定税額の検証</p> <p><法人市民税申告書のチェックについて> (報告書72ページ)</p> <p>【意見】 法人市民税申告書のチェックについて 翌期の中間申告の要否欄の記載が誤っている場合には、法人に記載及び中間申告義務についての指導等を行うことが望まれる。 (市民税課)</p> <p><均等割の納税義務者が申告する従業者数の正確性について> (報告書73ページ)</p> <p>【意見】 均等割の納税義務者が申告する従業者数の正確性について 給与支払報告書の報告人員は、その年の1月1日において長野市に住所を有する個人であり、法人市民税の従業者数の算定期間や、従業者の範囲が異なるため、人数に乖離があっても即座に均等割額が過少に申告されているとは言えない。しかし、人数の乖離が大きい法人に対し確認を行うことで従業者数の過少申告に対する牽制効果が期待できるため、従業者数の調査における指標の一つとなる給与支払報告書を活用した調査が、望まれる。 (市民税課)</p>	<p>市外法人や商業ビル内の納税義務者把握については、住宅地区等から商業ビルを特定するとともに、ビル内店舗の法人の申告書提出の有無を調査し、申告がない場合は申告案内をするよう改善を図る。 (市民税課)</p> <p>法人市民税の中間申告の要否については、法人税の中間申告の要否と合致する。両者は原則として法人税額によって判断されるが、法人税においては繰戻還付等により中間申告が不要となり、法人市民税でも中間申告が不要となるが、法人市民税の確定申告書上では把握できない事例があり、逐一確認、指導を行うことは困難である。確定申告書の法人税額が20万円を超える法人については、全件について予定申告書を送付することで申告漏れがないようにする。 (市民税課)</p> <p>従業者数の正確性の確認について、特別徴収担当から給与支払報告書の報告人員のデータが提供可能であるとの回答が得られたため、法人市民税の従業者数との突合による調査及び乖離の大きい法人への確認を行い、過少申告の抑制を図る。 (市民税課)</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（３）課税事務の検証</p> <p>＜不申告法人実態調査の調査件数について＞ （報告書74ページ）</p> <p>【意見】不申告法人実態調査の調査件数について 1件1件の調査がおざなりになることが無いように、詳細かつ現実的な調査計画の作成が望まれる。 （市民税課）</p> <p>（４）他部署との連携の検証</p> <p>＜固定資産税（償却資産）担当との連携について＞ （報告書75ページ）</p> <p>【意見】固定資産税（償却資産）担当との連携について 法人に対する調査は資産税課の償却資産においても行われている。償却資産の調査時に簡単な人数確認を依頼するなど、調査対象法人の情報を共有し、資産税課と市民税課の調査が重複する法人については市民税課による現地調査は省略するなど市税全体における調査効率を上げること等検討が望まれる。 （市民税課）</p> <p>＜事業所税担当との連携について＞ （報告書75ページ）</p> <p>【意見】事業所税担当との連携 事業所家屋の貸付（異動）申告書には、賃借人の名称、住所等が記載されているため、事業所税担当と連携し事業所用家屋の貸付申告書を活用することが望まれる。 （市民税課）</p>	<p>不申告法人実態調査については、「不申告法人実態調査実施手順」により行っているが、この実施手順の見直しを図る。</p> <p>具体的には、法人代表者等との接触、電話連絡、給与支払報告書確認を必須項目とするよう見直し、決定保留件数が減少するよう改善を図る。</p> <p>また、実態調査については、限られた職員数の中で効率的に調査を行う必要があるため、書類による調査等は市民税課職員全員であたり、より専門的な知識が要求される部分については税制・法人担当で行うなど、事務分担について見直しを図る。 （市民税課）</p> <p>固定資産税（償却資産）担当との連携については、調査対象法人の情報共有や、データ等を内部で利用できるようにするなど、固定資産税（償却資産）担当との連携推進を検討し、事務効率の向上を図る。 （市民税課）</p> <p>事業所家屋の貸付（異動）申告書については、事業所用家屋の貸付申告書が提出された際、事業所税担当から情報提供を受け、法人市民税の課税状況を確認するように改善を図った。 （市民税課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>第3 固定資産税（土地及び家屋）</p> <p>（1）外部委託の検証</p> <p>＜航空写真を利用した調査について＞ （報告書87ページ）</p> <p>【意見】 航空写真を利用した調査について 撮影頻度を他の自治体に合わせ空中写真撮影を合同で実施するなど航空撮影費用の削減に取り組むことが望まれる。 （資産税課）</p> <p>＜航空写真の業務委託費用について＞ （報告書87ページ）</p> <p>【意見】 航空写真の業務委託費用について 写真の精度が上がることで、家屋異動調査の精度が上がることは理解できるが、求める精度とコストについて、費用対効果を考慮する視点も取り入れることが望まれる。 「家屋経年異動判読及び建物データ更新」の増額は、消費税5%から8%へ改定による増加も含むが、人件費の上昇を理由としている。見積りの詳細を見ると、市が調査した物件を委託業務から外したため工数が減少しているものはあるが、ほとんどの工数は前回と同様であり、増額の要因は作業単価である。作業者の熟練度が上がり単価が上がることもあるが、熟練度が上がった分、作業工数が減ることはないのだろうか。単価や工数についてより詳細な検証が望まれる。 （資産税課）</p>	<p>左記二つの意見についてまとめて回答</p> <p>長野市においては、3年サイクル（1年目南部・2年目北部・3年目撮影なし）で航空写真撮影を実施しており、撮影した写真については、地図として全庁での活用や、道路台帳の調整など、税以外でも幅広く利用している。</p> <p>固定資産税に関する活用については、適正かつ公平・公正な課税の実現のため、国が納税者の信頼確保策として求めている、毎年もしくは3年に一度の航空写真の撮影による調査に準拠しており、今後も現状を継続したい。</p> <p>航空写真撮影に関連する次回の業務委託に係る契約に当たっては、関係各課と協力しながら、費用を含め委託内容を検証する。 （資産税課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（２）課税客体把握の検証</p> <p>＜非課税固定資産の現状確認について＞ （報告書89ページ）</p> <p>【意見】 非課税固定資産の現状確認について 市税条例第58条では、非課税申告後、使用状況が変わり用途非課税の用途に利用しなくなった又は、無償から有償で借り受けることとなった場合は、非課税固定資産の所有者が、その旨を市へ申告することとなっているが、少なくとも3～5年間に1度は現況を確認することが望まれる。 （資産税課）</p> <p>＜固定資産概要調書における非課税情報について＞ （報告書90ページ）</p> <p>【意見】 固定資産概要調書における非課税情報について 固定資産概要調書の数値は、税務システムに集計されている数値である。家屋については、一棟の建物に非課税と課税が混在するものは非課税登録されているが、それ以外については非課税登録されていないものがあるため、非課税家屋の未登録情報を税務システムに登録することが望まれる。 なお、税務システムで非課税登録されていない家屋で、平成25年度以降のものについては表計算ソフトで状況を把握しているが、非課税家屋の情報を資産税課職員全員で継続して共有するためにも、税務システムでの一元的な管理が望まれる （資産税課）</p>	<p>土地については、システムデータから抽出した用途非課税約9万6千筆（個人名義の公衆用道路含む）の、家屋については、非課税固定資産の所有者（法人等）の活動状況等の、それぞれ現況確認方法について検討する。 （資産税課）</p> <p>非課税家屋については、再建築費等システム登録に必要な情報が無いため、現状では対応が困難である。 今後、システムの改修で一元的管理の実施が可能か検討する。 （資産税課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（３）更正処理の検証</p> <p>＜更正処理事項の原因分析について＞ （報告書91ページ）</p> <p>【意見】更正処理事項の原因分析について 税務システム上、「更正処理済一覧表」 は、PDFファイルのようにデータ加工がしづ らいものであるが、情報政策課の関与により 加工しやすいデータにできるため、情報政策 課と連携した分析が望まれる。 （資産税課）</p> <p>（４）算定税額の検証</p> <p>＜税務システムへの現況確認の記載事項のルー ル化について＞ （報告書92ページ）</p> <p>【意見】税務システムへの現況確認の記載事項 のルール化について 納税者から評価等について確認があった場 合に、税務システムに記録が残っていない と、書庫にある書類を確認する等回答までに 時間がかかることが推測される。一方、税務 システムに情報が集約されていれば、問い合 わせを受けた職員は、実地調査の担当者でな くとも税務システムの情報から、直ちに情報 を伝えることができるため、評価に対する納 税者の信頼性向上にもつながると思われる。 税務システムの特記情報（メモ欄）へ、必 要最低限記載すべき事項をルール化すること が望まれる。 （資産税課）</p>	<p>情報政策課と連携し、加工しやすいデータの提供 を受け、更正内容を分析する。 （資産税課）</p> <p>平成30年11月から、システムの特記情報への記載 方法について、必須入力項目のひな型を定めて運用 している。 （資産税課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>＜土地評価の上席者等のチェックと異動登録のシステム対応について＞ （報告書93ページ）</p> <p>【意見】 土地評価の上席者等のチェックと異動登録のシステム対応について 税収が増加してゆくのであれば、資産税課職員の増加などで人手をかけることはできるかもしれないが、人口減少にある中、職員数が将来的に減ることを意識し、人手をかけずに事務作業の精度を維持し向上させることを目指すことが望まれる。 （資産税課）</p> <p>（５）課税事務の検証</p> <p>＜法務局から入手する登記異動情報データの活用について＞ （報告書93、94ページ）</p> <p>【意見】 法務局から入手する登記異動情報のデータの活用について 法務局から入手する土地及び家屋の登記の異動情報を電子データで税務システムに取り込むことができれば、入力業務から、より専門性が必要とされる評価業務や、現況確認などに注力できる。より一層の固定資産課税の評価に対する市民の信頼性向上、公平性の向上に資することが望まれる。 （資産税課）</p> <p>（６）他部署との連携の検証</p> <p>＜家屋評価における建築指導課が有する情報の利用について＞ （報告書94ページ）</p> <p>【意見】 家屋評価における建築指導課が有する情報の利用について 現地調査時間を短縮し、納税者の負担を軽減することと、家屋の適正な評価と事務効率化のために、資産税課が事前に建築図面等を確認できるような担当課という視点に縛られない仕組みの検討が望まれる。 （資産税課）</p>	<p>土地評価及びシステム入力の確認作業は、これまで人的チェックを3回行っていたが、平成30年11月からは体制を見直し、異動件数の約4割を占める評価変更を伴わない市街化調整区域の農地、山林等の権利異動（相続・売買等）について、チェック回数を1回にすることにより効率化を図った。 （資産税課）</p> <p>登記異動情報電子データの税務システムへの取り組みについては、平成28年度・29年度の2か年にわたり、連携システムの導入に向けて研究を行ったが、開発ベンダーによるプレゼンやヒアリングを行った結果、見えてきた「課題」や「制限事項」等を考慮するとデメリットが大きく、また、費用対効果の面からも、システム導入を見送った経過があるが、今後、国の動向を注視していく。 （資産税課）</p> <p>関係課と協議を行う。 （資産税課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p><長野県との家屋評価の分担について> （報告書95ページ）</p> <p>【意見】長野県との家屋評価の分担について 長野市の資産税課においては、長野県の評価方法を確認し、県主催の研修を受ける等により評価の整合性を取るようになっていることであるが、県の調査に同行して評価内容の正確性や同一性を確認する機会を設けるなど、県が行う評価について、より積極的に関与することが望まれる。 （資産税課）</p> <p>第5 固定資産税（償却資産）</p> <p>（1）外部委託の検証</p> <p><電子申告利用の推奨について> （報告書 106ページ）</p> <p>【意見】電子申告利用の推奨について 国税においては、官民あわせたコスト削減や企業の生産性向上を促進する観点から、大法人について2020年4月1日以後に開始する事業年度から電子申告が義務化されるため、電子申告普及の気運が高まると想像される。「財務省 平成30年度税制改正の解説」によると、平成28年度の法人税電子申告利用率は79.3%である。国税の動向にも注視しつつ、具体的な目標率と達成年度を定めて、積極的な周知活動を進めることが望まれる。 （資産税課）</p> <p>（3）更正処理の検証</p> <p><国税情報の活用について> （報告書 107ページ）</p> <p>【意見】国税情報の活用について 申告書を誠実に提出している者と誠実に提出していない者との公平性をさらに追及できるよう、調査の対象を絞込むことに税務署情報の活用が望まれる。 （資産税課）</p>	<p>県が評価した案件については、評価方法等の内容確認を行っている。また、必要があれば県の評価に同行することについて、平成31年3月に了解を得ている。 （資産税課）</p> <p>償却資産は、電子申告が義務化されていないため、引き続き国税の動向を注視していく。 （資産税課）</p> <p>税務署情報は、従来から実地調査の補完資料として利用しており、今後も有効な場合には積極的に利用する。 （資産税課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p><実地調査の対象について> （報告書 109ページ）</p> <p>【意見】 実地調査の対象について 実地調査をすることで、誠実に提出している者と誠実に提出していない者との公平性が図れるという効果があるが、そのほかに、資産税課による調査が牽制機能となり、納税者が適切な納税をしようとするような気運を作り出す効果も期待されるため、大規模な法人についても実地の選定対象に入れることの検討が望まれる。</p> <p>現在の調査では、事業者が保有するすべての資産についてチェックしており、固定資産を多数保有する大規模な法人についても同様の調査をすることは難しいかもしれない。しかし、特定の部門を対象とする等、範囲を絞った調査も有効である。</p> <p style="text-align: right;">（資産税課）</p> <p>（５）課税事務の検証</p> <p><電子申告利用の推奨について>（再掲） （報告書 111ページ）</p> <p>【意見】 電子申告利用の推奨について 国税においては、官民あわせたコスト削減や企業の生産性向上を促進する観点から、大法人について2020年4月1日以後に開始する事業年度から電子申告が義務化されるため、電子申告普及の気運が高まると想像される。</p> <p>「財務省 平成30年度税制改正の解説」によると、平成28年度の法人税電子申告利用率は79.3%である。国税の動向にも注視しつつ、具体的な目標率と達成年度を定めて、積極的な周知活動を進めることが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（資産税課）</p>	<p>大規模な法人は、従来より、適正な資産管理が行われていることが申告審査の中で確認されており、大規模な法人を対象にした実地調査の有効性については疑問があるが、実地調査については、今後も効果が期待できるよう工夫しながら対象を選定して実施していく。</p> <p style="text-align: right;">（資産税課）</p> <p style="text-align: right;">（再掲）</p> <p>償却資産は、電子申告が義務化されていないため、引き続き国税の動向を注視していく。</p> <p style="text-align: right;">（資産税課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（6）他部署との連携の検証</p> <p>＜事業所税「事業所用家屋の貸付申告書」の活用について＞ （報告書 111ページ）</p> <p>【意見】 事業所税「事業所用家屋の貸付申告書」の活用について 税務を担当する課内にある情報を利用し、効率的に調査を行うために、市民税課と連携し、事業所用家屋の貸付申告書を活用することが望まれる。 （資産税課）</p> <p>第6 軽自動車税</p> <p>（1）課税客体把握の検証</p> <p>＜課税客体の法的根拠について＞ （報告書 124ページ）</p> <p>【意見】 課税客体の法的根拠について 軽自動車税の対象となる軽自動車等の課税客体について、納税者より問い合わせがあったときには、担当課の裁量による説明ではなく、法的根拠に基づいて理解が得られるよう解りやすく説明できることが好ましい。乗用カートや幼児用原動機付自転車等についても法的根拠を基にしっかりと説明できるよう研究が望まれる。 （市民税課）</p>	<p>事業所税「事業所用家屋の貸付申告書」を、実地調査時の補完資料として今後活用していく。 （資産税課）</p> <p>道路運送車両法は道路を移動することを前提としており、その定義する車両も同様である。 したがって、道路を移動する目的で製造されておらず、保安基準に適合しない乗用カートや幼児用オートバイは、その寸法や排気量等が同法規則の別表1と一致していても、道路運送車両法が定義する車両には当たらないものとして従前より取り扱っている。 （市民税課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>＜非課税処分の判断については納税者が提出する書面にに基づき判定すべき＞ （報告書 125、126ページ）</p> <p>【意見】非課税処分の判断については納税者が提出する書面にに基づき判定すべき 日本赤十字社の所有する軽自動車等について非課税対応する場合、所有者より書面による提出がなされたうえで、その書面にに基づき判断するのが本来の行政の姿であり、この例による方が市民の理解は得られるはずである。電話対応による非課税の取り扱いは取りやめ、非課税要件を確認できる何らかの書面の作成と、納税者の自発的提出に基づく非課税対応について検討が望まれる。 （市民税課）</p> <p>＜課税漏れに対する防止策について＞ （報告書 126ページ）</p> <p>【意見】課税漏れに対する防止策 このような事実から、課税漏れになっているケースも多々あると思われ、これを防止するため、まずは各販売店の軽自動車税に対する知識の普及と理解に努めてほしい。そして、正しい知識を得た販売店等の協力を得て、市民の軽自動車税に対する正しい知識の普及がなされるよう軽自動車税に対する正しい知識の普及環境の整備について検討対策が望まれる。 （市民税課）</p> <p>（2）他部署との連携の検証</p> <p>＜他課との連携強化について＞ （報告書 127ページ）</p> <p>【意見】他課との連携強化について 軽自動車税担当は固定資産税（償却資産）担当との積極的連携が図られることが望まれる。積極的な連携が図られることにより、より正確に軽自動車税の課税客体を把握する状況へと移行できる。 （市民税課）</p>	<p>日本赤十字社に、その所有する軽自動車と対応する市税条例第80条の2の要件を記入した一覧を、年に1回、提出させる案を検討している。 （市民税課）</p> <p>従来から、道路を走らない農耕用及びその他の小型特殊自動車は登録が必要であることをホームページに掲載しているが、意見を踏まえ、ホームページの改善、広報ながのへの掲載等、周知方法の拡充を検討している。 （市民税課）</p> <p>固定資産税（償却資産）担当からの情報提供が、軽自動車税の課税客体の把握には繋がることは意見のとおりであるので、資産税課が軽自動車税の課税客体であると判断した場合に、市民税課への案内と情報の提供を資産税課に求めることを検討している。 （市民税課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>第7 市たばこ税</p> <p>（1）課税客体把握の検証</p> <p>＜申告内容の突き合せ作業について＞ （報告書 132ページ）</p> <p>【意見】 申告内容の突き合せ作業について 市たばこ税の納税義務者は限られ、現在の徴収率を考慮すると、突き合わせによる確認作業を毎回行わないことは一定の理解ができるが、市たばこ税は1件ごとの金額が大きい ため、突き合わせによる確認作業により申告書のさらなる正確性を期することが望まれる。 （市民税課）</p> <p>（2）課税事務の検証</p> <p>＜質問検査権の行使について＞ （報告書 133ページ）</p> <p>【意見】 質問検査権の行使について 市たばこ税の納税義務者の要件は、国たばこ税・県たばこ税と同様であるため、国及び県に納税義務者に対して課税調査を実施しているかを確認し、国、県、市の全体で連携して効率的なたばこ税の課税調査を行うことが望まれる。 （市民税課）</p> <p>＜手持品課税について＞ （報告書 134ページ）</p> <p>【意見】 手持品課税について 手持品課税の申告実績者を名簿化することで未申告防止の効果と事務の効率化が図られるのであれば検討が望まれる。 （市民税課）</p>	<p>たばこ税の申告内容の突き合せ作業とそれに伴う正確性については、県から送付される「たばこ税市町村別売渡し本数明細表」と長野市に提出された申告書の内容を突き合せての確認作業を行っている。 （市民税課）</p> <p>たばこ税の質問検査権の行使については、県から送付される「たばこ税市町村別売渡し本数明細表」の内容確認をするとともに、納税義務者に対する課税調査を実施しているか確認している。 今後も、国、県と連携し効率的なたばこ税の課税調査を行う。 （市民税課）</p> <p>たばこ税の手持品課税については、平成30年10月に実施した手持品課税の申告実績者を名簿化することにより、令和元年10月に実施される手持品課税の未申告防止と事務の効率化を図る。 （市民税課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>第8 入湯税</p> <p>(1) 課税客体把握の検証</p> <p>＜鉦泉浴場への実態調査について＞ （報告書 140ページ）</p> <p>【意見】 鉦泉浴場への実態調査について 実態調査の有効性を考慮すると、調査月を毎年変更するなどの対応が望ましい。また、調査時に確認した帳簿の種類についての記録が残されていなかったため、調査の品質を継続して維持するために確認した帳簿の種類について記録を残すことが望まれる。 （市民税課）</p> <p>第9 事業所税</p> <p>(1) 課税客体把握の検証</p> <p>＜免税点以下の事業者の申告の把握について＞ （報告書146ページ）</p> <p>【意見】 免税点以下の事業者の申告の把握について 事業所用家屋及び従業者の申告書の申告義務者は、今後免税点を超える可能性が高く、市として申告書の提出を求めていることから、未申告者に対し、継続的に申告を働きかけることが望まれる。 （市民税課）</p>	<p>鉦泉浴場への実態調査の調査月については、調査対象月を無作為に抽出した結果、同じ月が続いてしまっていた。毎年同じ月にならないよう調査計画を作成し、実態調査の有効性を高めるよう改善を図る。</p> <p>また、帳簿の種類に関する記録については、平成30年12月の入湯税調査から記録を行い改善した。 （市民税課）</p> <p>免税点以下の事業者の申告の把握については、事業所床面積が 800㎡を超える申告義務者で、申告書の提出のない法人に対し、電話及び書面により現状の確認作業を行った。</p> <p>その結果、1月決算法人（申告納付期限が平成31年4月1日）のうち1法人から申告書の提出があった。 （市民税課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（２）課税事務の検証</p> <p>＜事業所用家屋の貸付（異動）申告書の処理について＞ （報告書 150ページ）</p> <p>【意見】 事業所用家屋の貸付（異動）申告書の処理について 事業所用家屋の貸付（異動）申告書が賃貸人から提出された場合、貸付部分は、賃貸人の事業所床面積から除かれ、賃借人の事業所床面積に加えられる。したがって、貸付申告書の申告内容を税務システムに反映することで、新たに事業所税の納税義務が発生する事業者を効率的に把握できるため、事業所用家屋の貸付（異動）申告書の税務システムへの反映が望まれる。 （市民税課）</p> <p>＜質問検査権の行使について＞ （報告書 151ページ）</p> <p>【意見】 質問検査権の行使について 事業所税は、法人市民税や市たばこ税のように国や県と連携して課税調査を行うことができないため、課税調査は市が単独で行う必要がある。したがって、誠実に申告している事業者との公平性を保つために、申告はないが事業所税の課税がありそうな事業者を選定し、課税調査を実施することが望まれる。 （市民税課）</p> <p>（３）他部署との連携の検証</p> <p>＜法人市民税担当との連携について＞ （報告書 152ページ）</p> <p>【意見】 法人市民税担当との連携について 現在は、みなし共同事業に関する特別な調査は行われていない。法人市民税の担当者が連結法人に関する課税調査を税務署と連携して行っている。その際に、事業所の所在地が同一である連結法人の確認を行うよう依頼することが望まれる。 （市民税課）</p>	<p>事業所用家屋の貸付（異動）申告書の処理については、現在の税務システム導入時にはシステム管理することは想定していなかったことから、今年度は、現システムの動作確認について情報政策課及び開発メーカーと確認を行い、事業所用家屋の貸付（異動）申告書が税務システムへ反映できるか検討する。 （市民税課）</p> <p>質問検査権の行使については、課税がありそうな事業者を選定するため、資産税課の固定資産税情報や建築指導課の建築確認申請書等から抽出し、課税調査を実施することとし改善を図る。 （市民税課）</p> <p>みなし共同事業に関する調査については、税務署と手法について協議したが、法人税の申告書からは、連結親法人が長野税務所管内の法人の場合、連結子会社の本店所在地までは把握することはできるが、事業所の所在地については把握が難しいことが判明した。 そのため、みなし共同事業に関する調査は、法人市民税の調査時に、連結親法人と連結子法人の本店所在地が同じものについて課税調査を行うこととした。 （市民税課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p><資産税課との連携について> （報告書152ページ）</p> <p>【意見】資産税課との連携について 税務システムの導入により、資産税課の固定資産税情報から事業所床面積が 1,000㎡を超える法人を抽出し、事業所税資産割の課税状況を検証することができるため、担当課を超えた情報活用が望まれる。 （市民税課）</p> <p>第10 市税の徴収事務（収納事務、滞納整理事務）</p> <p>（1）サンプルの調査 （報告書 169ページ）</p> <p>【意見1】差押金額の決定について 財産調査により口座残高が滞納金額を大きく上回ることを確認しているにも関わらず、実際に差押えた金額は滞納金額の半分以下となっている。差押金額の理由としては、自主的納付を継続させるための契機とする意図を含むものとしていることである。 自主的納付の促進は、滞納整理の方向性として大いに理解できる。しかし、その目的を差押金額に反映させてしまう事は危険をはらむ。仮に差押後に滞納者が残額を引き出してしまえば、後の差押は実行できない。自主的納付の促進は、差押金額を減ずるという方法ではなく、全額の差押実施後の納付指導の方法によっても実現可能である。差押金額の決定方針については、再考が望まれる。 （収納課）</p>	<p>固定資産税情報から事業所床面積が 1,000㎡を超える法人を抽出することについては、資産税課と実施時期について協議し、令和元年6月から実施できるよう調整を始めた。 （市民税課）</p> <p>滞納整理はマニュアルに沿って進めることを基本として、滞納者の生活状況や財産などを調査したうえで処分等を実施している。しかし、滞納者の状況は様々であることから、今後もそれぞれの状況に応じた滞納整理を進めていく。 （収納課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">（報告書 169 ページ）</p> <p>【意見 2】 滞納者との定期的な折衝について マニュアルには滞納の原因を解明することから始めることとしている。滞納者と折衝をして滞納者の状況を掴み、原因を解明することが、その後の的確な滞納処分につながり、また、今後における納税についても滞納者の理解が得られ、滞納防止につながると考えられるため、監査人としても大いに賛同できる。</p> <p>しかし、滞納者と長期間折衝していないものが散見された。限られた体制で数多くの滞納者との折衝を行っている事情は理解できるが、マニュアルの趣旨に沿った対応が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p> <p style="text-align: center;">（報告書 169、170 ページ）</p> <p>【意見 3】 課税内容の問い合わせメールに対する回答について 滞納者から本税の内容について質問されることがある。メールで滞納額が高額な理由を質問され、課税の内容は市民税課へ問い合わせるよう返信している。</p> <p>収納課と市民税課は課が異なり、職務の範囲が異なることは分かるが、市民は長野市に問い合わせをしている。他の課に転嫁するだけでなく、市民税課と一緒に回答することが一般的な対応として望まれる。市民税課は同一フロアにあり確認も容易にできる。</p> <p>徴収の担当者は、課税内容を知ることによって滞納者の状況を掴み、滞納の原因の解明にもつながる。また市民の信頼獲得にもなる。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p>	<p>滞納整理はマニュアルに沿って進めることを基本として、滞納者の生活状況や財産などを調査したうえで処分等を実施している。</p> <p>今後も案件ごとに、より適正な対応が取れるように努める。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p> <p>収納課へのメールによる問い合わせであっても、問い合わせの内容によっては、回答や説明に誤りがないよう課税課等の担当課から回答することとしている。</p> <p>今後も課税課等の関係各課との連携を密にすると共に、適切な対応を取れるように努める。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">（報告書 170ページ）</p> <p>【意見4】 差押後の苦情対応について 滞納債権を満足させる十分な口座残高を確認するも、差押金額は滞納金額の半分程度である。さらに、その後の本人からの電話連絡に対し、当初はどうにもならないと回答しているものの、その後生活状況を聴取し、差押金額を減額している。</p> <p>滞納処分は本人の生活状況等を勘案して執行しているとの事であるが、差押金額が低額であったことから、生活状況を既に勘案した結果の差押であったと思われる。本人からの苦情に対しては、差押金額が事情を考慮した低額のものであることを説明し、説得を試みるべきである。当初は処分の変更を拒否している。そのまま方針を明確に堅持した対応が望まれる。</p> <p>仮に、生活状況を聴取し、差押によって本人が著しく困窮する状況に置かれるようであれば、減額も不適切ではない。しかし、その場合でも、滞納者の言い分に従うのではなく、給与や財産の調査を経た上で判断することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p> <p style="text-align: center;">（報告書 170ページ）</p> <p>【意見5】 課税内容等の問い合わせに関する対応について 滞納者から課税内容や納税通知書の送付先等について電話で質問されることがあるが、収納課の職務の範囲ではないため他課へ問い合わせよう伝えている。趣旨は、【意見3】と同じであるが、他の担当課へ会話の経緯を伝え、電話を引き継ぐことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p>	<p>滞納整理はマニュアルに沿って進めることを基本として、滞納者の生活状況や財産などを調査したうえで処分等を実施している。しかし、滞納者の状況は様々であることから、今後もそれぞれの状況に応じた滞納整理を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p> <p>課税内容等に関する電話等での問い合わせについては、聞き取りした内容等を説明し、課税課へ引き継ぐようにしている。</p> <p>今後も課税課等関係各課との連携を密にし、より細やかな対応を取れるように努める。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">（報告書 170ページ）</p> <p>【意見6】 分割納付計画不履行後の対応について</p> <p>「分割納付についての内規」では、滞納者に対する納付計画履行の意識付けを図り、不履行の際は滞納処分が執行されることを認識させると規定している。また、納付誓約後の分割納付が不履行となった場合は、滞納処分を執行することと規定している。</p> <p>分割納付不履行後、同一の滞納につき再度分割計画を立てることは、これらの規定と矛盾している。不履行後の財産調査により22万円の入金記録を確認していることから、少なくとも平成28年度の滞納については分割納付に含めず、差押を検討することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p>	<p>滞納整理はマニュアルに沿って進めることを基本として、滞納者の生活状況や財産などを調査したうえで処分等を実施している。しかし、滞納者の状況は様々であることから、今後もそれぞれの状況に応じた滞納整理を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p>
<p style="text-align: center;">（報告書 170、171ページ）</p> <p>【意見7】 一括納付が困難か不明な者に対する分納について</p> <p>分割納付は、「止むを得ない事情により法令に定められた納期限までに当該期の市税をどうしても納付できない場合に限り、」実務上の猶予として認めている（「分割納付をされる方へ」より）。</p> <p>平成30年度の普通徴収について、平成30年6月に相談があり「昨年も分納にしてもらった。今年もお願いしたい。」として、6月末から12回の分割納付により対応している。</p> <p>「止むを得ない事情により法令に定められた納期限までに当該期の市税をどうしても納付できない」ことを確認していない。分納した個人住民税額は年額約70万円で、サラリーマンであれば、年収1,000万円超の世帯相当の税額であるため、一般的には分納する必要がない。職種や退職直後という事情を勘案すると申告した所得の内容が誤っていることも十分考えられるため、分納の原因を明確にし、現在の担税力を確認することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p>	<p>分割納付の相談があった場合、聞き取り調査等を行っており、分割納付約束後、必要な案件については資産状況等を調査し、一定以上の財産が発見された場合は、分割納付の見直しや滞納処分を実施する場面がある。</p> <p>今後も、調査を徹底し、個々の滞納者の生活・財産状況に応じた滞納整理を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">（報告書 171ページ）</p> <p>【意見8】勤務先への特別徴収推奨について 地方税法第 321条の 4 において、「市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収するものとする。」としており、長野県と県内全市町村は、平成30年度から原則としてすべての事業主を特別徴収義務者として指定し、特別徴収を徹底している。</p> <p>平成28年7月に勤務先へ給与照会した際に、給与から預かる住民税額が0円であることを確認し、その後、平成29年7月、平成30年1月に勤務先と電話でやり取りしているが、特別徴収を推奨した記録がない。勤務先による特別徴収がないことを把握後、勤務先と連絡をした際には特別徴収制度のしくみを説明し理解を得ることが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p>	<p>市・県民税の特別徴収を実施する場合は、特別徴収義務者の指定が必要であるため、特別徴収を行っていない事業所が把握された場合は、課税課へ連絡を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p>
<p style="text-align: center;">（報告書 171ページ）</p> <p>【意見9】口座振替の推奨について 平成29年11月預金照会時に、「残高常時10万円以上」の口座があることを把握しているが、口座振替を推奨していない。マニュアルの滞納整理事務の基礎において「忙しく忘れがちな人には、口座振替を勧めます」とある。この点につき徴収担当に確認したところ、「折衝時には口座振替の推奨等の納税指導を一般的に行っている」と回答を得ているが、形式的な勧奨にならないよう、記録を残して継続的に指導することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p>	<p>口座振替の推奨については、本人の納税負担軽減のため、折衝時に徴収担当者から口座振替の推奨等の納税指導を行っている。今後も形式的なものにならないような対応に努める。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">（報告書 171ページ）</p> <p>【意見10】 正確な経過記録について 本人との記録のやり取りが抜け落ちているものがある。記載が漏れている点について徴収担当に確認したところ、詳細に及ぶ全ての経過や事項を記載しているものではないが、滞納処分等の必要な事項についてはその都度記録を行っている旨回答を受けた。 徴収は徴収総務担当を含めると4つの担当グループに分かれているが、個々の担当先については1年ごとに交代している。長期間同じ担当先とすることによる癒着を防ぐことや、他者の視点を入れることで滞納解消につながると考えられるため、担当周期を決めることは理解できる。一方、担当が変わることで過去の経緯が新任者に引き継がれないことを防ぐために、折衝した内容を丁寧に残すことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p>	<p>経過記録については、簡潔でわかりやすい記載とされている。滞納整理に必要な事項は確実に記録し、担当地区の変更があった場合は、新旧の担当者で案件の引継を行っている。 今後も必要事項をわかりやすく記載するよう努める。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p>
<p>（2）サンプル調査全体を通して</p> <p style="text-align: center;">（報告書 172ページ）</p> <p>【意見】 滞納者に対する納付計画の策定について 分納の納付計画について、本人に納付可能額を聞き、返済が1年以内となるよう金額交渉を行っている。一方、財産調査により銀行口座の動きをつかめれば、収入や支出がわかるため、例えば、「携帯電話料金を削減できないか？配偶者が働きに出られないか？」等、滞納者と一緒に収支計画を築くことが望まれる。滞納者に係る対応時間は、増加するかもしれないが、滞納者の状況を掴み、原因を解明することが、その後の的確な滞納処分につながり、また、今後における納税についても滞納者の理解が得られ、滞納防止につながると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p>	<p>分割納付計画にあたっては、本人等からの聞き取り調査を行い、生活実態を把握している。併せて財産調査を行い、それぞれの生活・財産状況に応じた滞納整理を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: right;">（報告書 172ページ）</p> <p>【意見】納税指導について 固定資産税を中心に、滞納税額、延滞金を含め約 8,500万円という高額案件を長野県地方税滞納整理機構へ移管、機構の判定により執行停止とした事案があり、これについて見解を求めたところ、市の対応や機構に移管する基準に問題があったわけではなく、地方税法が抱える構造的な課題の一つと考えるとの回答であった。 移管前までの滞納者のもとへ定期的な訪問、分割納付金額の増額の交渉など、高額案件ということもあり、むしろ集中的、重点的な対応を続けていたことが確認できた。 市の対応に問題があるわけではない。しかし、結果として高額滞納を徴収できなかったことも事実である。固定資産税などは毎年課税される。毎年滞納を続ける者が、翌年以降も滞納する蓋然性は高い。ここで、地方税法の構造と諦めるのではなく、予見できる滞納を防止する手立てとして実施可能な施策を討議し、納税指導として実践していく事もまた、市民の期待するところであるはずである。 発生した滞納をいかに徴収するかと同様、そもそも滞納を発生させない取り組みもまた、重要である。各種マニュアルには、滞納整理の方針や方法について良く整備されているが、納税指導という点に関しては、手薄である。更なる収納率の向上のため、納税指導についても、効果的な方策の検証が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p>	<p>市民に対しては、「広報ながの」や市ホームページを活用し、市税納期の年間スケジュールの掲載、年末等に納め忘れの税が無いかの注意喚起、口座振替の勧奨等を行っている。また、市公式ツイッターを利用して、各納期限が近づく度に事前周知を行っている。</p> <p>個別の納税指導としては、市民から電話等で税に関する問い合わせの際に、納期内納付の声掛けを行い、市民の納税意識の向上を図っている。</p> <p>今後も納税指導の効果的な方策を検証していく。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: right;">（報告書 172ページ）</p> <p>【意見】 事案ごとの対応指針について 滞納者に対する方針を確認したところ、「滞納者は、生活や資産の状況、滞納に至る経緯かが1件1件異なるため、滞納者の現状に見合った個別対応を基本としている。」とのことである。滞納者の状況が個々に異なることは理解できる。個々に違いがあるものが多いものの、類似する事例もあるのではないだろうか。過去の対応事例について、成功事例や失敗事例を対応事例として共有して蓄積することで、効率的な対応ができ、また、経験年数が浅い職員の教育にも活用できると考えられる。税収が増加してゆくのであれば、徴収担当職員の増加などで人手をかけることはできるかもしれないが、人口減少にある中、職員数が将来的に減ることも想定して、事務処理の効率化を検討することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p> <p>（3）組織運営について</p> <p>＜業績管理について＞ （報告書 173、174ページ）</p> <p>【意見】 業績管理について 現在の目標をみると、「現年度分 100%」はやや理想論的であり、「滞納繰越分を極力圧縮」は具体性に欠ける。ヒアリングにより、前年度数値を超えることを目標としているとの回答を受けている。ならばそれを具体的な数値として組織目標に据え、達成率を意識しつつ、個々の目標設定、実践、検証を繰り返したい。また、強化月間中には短期的な目標を全体、班ごとに設定して取り組んでいるとの事であるから、そのノウハウを日常サイクルに落とし込んでいきたい。高いマネジメント力を持つ収納課であれば、このような業績管理も効果的に実践できるはずである。更なる収納率向上を目指す組織構築案の1つとして検討が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p>	<p>職員が徴収事務で直面する様々な課題や問題点について、班内で事案を共有し、より良い徴収業務判断や実務ができるよう、班カンファレンス（班内協議）を行い、課内において共有している。</p> <p>課内研修においても、過去に実際に発生した高度な滞納事例等を題材として研修している。</p> <p>今後も引き続き、具体的な事例について情報共有することで、事務の効率化を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p> <p>数値目標については、強化月間以外にも、年間の課の組織目標や個人別の目標設定を行っている。また、収納率向上の取り組みとしても、個人別の成果の可視化・成績優秀者顕彰等を行っており、平成21年度以来上昇を続けている徴収率は、平成30年度も前年度を上回る結果を出している。</p> <p>今後も収納率の向上に向けて取り組んでいく。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>第11 国民健康保険料の徴収事務</p> <p>（１）滞納整理の検証</p> <p>＜電話催告、訪問徴収の有効性について＞ （報告書 181ページ）</p> <p>【意見】電話催告、訪問徴収の有効性について 国民健康保険料の滞納者への電話催告を継続するのであれば、電話催告により実際に分納、納付された滞納額等のデータを取り、有効性を検証したうえで継続することが望まれる。また、電話催告による滞納額の徴収実績と個別訪問による滞納額の徴収実績との比較をし、最も効果がある滞納整理事務の手法の検討が望まれる。 （国民健康保険課）</p> <p>＜滞納者の相続人調査について＞ （報告書 182ページ）</p> <p>【意見】滞納者の相続人調査について 自ら未納についての相談をし、滞納することなく、適正に被相続人の国民健康保険料納付義務を承継している相続人にとってみれば到底納得いかない話であることは明白である。このような事態は、適正に納付義務を承継している者の納付意識低下にもつながりかねないため、たとえ滞納額が少額でも相続人調査を行って、国民健康保険料の納付義務の公平性の確保ができるよう検討が望まれる。 （国民健康保険課）</p>	<p>平成29年度は電話催告を行う滞納者をリストアップした上で、1者当たり最大3回は異なる日時に催告していたが、不在等で接触できなかった事例が多々みられた。</p> <p>平成30年度においては、滞納者の預貯金調査などの、調査活動と滞納処分の実施に重点を置き、収納率向上を図っている。</p> <p>滞納者の生活状況・財産状況が一律でないため、当面は相手に応じ、複数の催告手法を効果的に組み合わせ、徴収実績の向上を図っていききたい。</p> <p>今後、さらなる徴収率向上を目指し、有効な手法を検討していく。 （国民健康保険課）</p> <p>滞納世帯主が死亡後、親族らによる納付相談がなく、納入に至らない事例が発生した場合において、住民票情報等を入手して、法定相続人の存在を確認し、滞納額が少額であっても公平性の確保の観点から、催告等を実施し徴収に繋げていきたい。 （国民健康保険課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（２）収納、滞納整理事務の検証</p> <p>＜口座振替による納付の更なる推進について＞ （報告書 182、183ページ）</p> <p>【意見】 口座振替による納付の更なる推進について 他の市税、使用料の担当課と同じく、国民健康保険課も人員が不足している状況を鑑みると、効率的に収納率を上げることが最善の策であることは言うまでもなく、口座振替による納付を今まで以上に推進することが望まれる。収納率向上について成功した自治体があればその自治体の先事例を参考にし、今後課として取り組むことも有効であると思われるため検討が望まれる。 （国民健康保険課）</p> <p>（３）他部署との連携の検証</p> <p>＜他課との連携について＞ （報告書 183ページ）</p> <p>【意見】 他課との連携について 市税の収納・滞納整理全般を管轄している収納課と協力して国民健康保険料の収納・滞納整理の効率化を図っていくことはできないだろうか。収納課には市税の徴収・滞納整理に関して精通している職員もおり、実際に国民健康保険課の初任者などは収納課主催の研修にも参加している。したがって、どのような方法が最も効率的に滞納整理を行うことができるかを国民健康保険課、収納課で協議し、連携していくことが望まれる。 （国民健康保険課）</p>	<p>これまで、広報ながの等による広報活動、納額通知書に口座振替依頼書を同封の上送付する等により、口座振替率の向上に繋げてきたが、今後の対応の参考とするため、口座振替利用率が高い他市に対し、取組実態や工夫している点を照会し、有効な方法を検討する。</p> <p>また、年度途中で年金からの特別徴収から普通徴収に切り替わる世帯に対し、口座振替への勧奨を随時実施していく。 （国民健康保険課）</p> <p>現在、収納課とは滞納処分等を行うに必要な情報交換を、滞納者毎個々に実施しており、税・国民健康保険双方で滞納整理が進捗するよう、相互協力を行っているところである。</p> <p>今後は、互いに必要とする滞納者の情報について、収納課との情報交換・提供の場を、定期的なものとするか、さらに協議を進めていく。 （国民健康保険課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>第12 介護保険料の徴収事務</p> <p>（1）滞納整理の検証</p> <p>＜督促状、催告書について＞ （報告書 189ページ）</p> <p>【意見】 督促状、催告書について 本来催告書は、督促状発送後なお納付のない滞納者に対し送付されるものであるから、その内容は督促状と比較しより強く納付を促すものであるべきところ、催告書には滞納処分の説明の記載がなく、より強く納付を促す記述となっているとは言えない。督促状についても滞納処分について記載し、滞納者へ納付を強く催促する内容とされることが望まれる。 （介護保険課）</p> <p>＜電話催告について＞ （報告書 190ページ）</p> <p>【意見】 電話催告について 電話催告の目的を明確に設定し、マニュアル化することでその目的と方法を共有し、結果を集計して効果を検証、改善できる体制として整備した上で実施していくべきである。また、訪問徴収との連携を組織的に構築し、より効率的な手段としていくことが望まれる。 （介護保険課）</p> <p>＜訪問徴収員について＞ （報告書 191ページ）</p> <p>【意見】 訪問徴収員について 公平性の観点からは当然として、費用対効果という効率性の観点からも、実績を検証する限り、徴収員の増員は有用な施策となろう。今一度、徴収員の増員につき検討が望まれる。 （介護保険課）</p>	<p>催告書の記載内容変更は、滞納処分及び罰則実施の方法等の調査・検討を進める中で、行政処分の実施内容に合わせて記載を見直す。 （介護保険課）</p> <p>マニュアルの整備は、滞納整理に係る各項目について統一した対応をするため、整備を進める。 （介護保険課）</p> <p>訪問徴収員については、令和元年度より1名増員し、計3名となった。 （介護保険課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p><分割納付について> （報告書 192ページ） 【意見】 分割納付について 十分な資力のある滞納者に対して納付の先延ばしを認めることは、滞納繰越の収納率上昇の妨げとなる。分割納付に関するマニュアルを作成し、分割を認めるケース、認めないケースの判断基準を明確に設定した運用が望まれる。 （介護保険課）</p> <p><滞納処分実施について> （報告書 192ページ） 【意見】 滞納処分実施について 徴収方法は自治体の特性に合った方法を取るべきであり、必ずしも滞納処分を実施すべきとまでは言えない。しかし、滞納繰越分の徴収率は年々低下傾向にある。本年度内に行う予定としている検討については、介護保険システムにおける保険料の徴収の意義を十分に踏まえ、実施するならば実施するための体制を整えていくべきであるし、実施しないのであればその根拠を明確にした上で、より効果的な徴収方法の模索が望まれる。 （介護保険課）</p> <p>（２）収納、滞納整理事務の検証</p> <p><口座振替について> （報告書 193ページ） 【意見】 口座振替について 口座振替の利用を積極的に促進させていく、より重点的な取り組みは今のところなされていない。これまでの施策は継続しつつ、より積極的かつ重点的な取り組みの検討が望まれる。 （介護保険課）</p>	<p>滞納整理に係る各項目について統一した対応をするため、マニュアルを整備して、判断基準を明確にする。 （介護保険課）</p> <p>滞納処分の実施については、罰則実施の方法等も含めて調査・検討を進める。他課との連携も一つの選択肢として検討することとし、積極的な滞納処分の実施を検討していく。 （介護保険課）</p> <p>口座振替の促進は、訪問徴収員による初期滞納者への口座振替登録の案内とともに、窓口納付時にも、対応職員により口座振替登録を勧める。 （介護保険課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p><マイナンバー書類の保管について> （報告書 193ページ）</p> <p>【意見】マイナンバー書類の保管について マイナンバーの保管は他の申請書類とは別個独立に保管すべきである。鍵の施錠に関しても、開庁時間中に鍵をかけていないことは不徹底である。開庁時間帯であっても事務に必要な際以外は施錠しておくなど何らかの対策が望まれる。</p> <p>（介護保険課）</p> <p>（3）他部署との連携の検証</p> <p><他課との連携について> （報告書 193ページ）</p> <p>【意見】他課との連携について 介護保険料の滞納処分の検討に当たっては、既に滞納処分を実施している収納課、国民健康保険課などとの連携を視野に、効率的な方法の検討が望まれる。</p> <p>（介護保険課）</p>	<p>マイナンバー書類の保管については、開庁時間帯も施錠することを徹底した。</p> <p>（介護保険課）</p> <p>他課との連携については、滞納処分及び罰則実施の方法等の調査・検討を進めるに際して、他課との連携も一つの選択肢として検討していく。</p> <p>（介護保険課）</p>
<p>第13 市営住宅使用料の徴収事務</p> <p>（1）公平性の視点</p> <p><滞納額に対する延滞金の賦課について> （報告書 213ページ）</p> <p>【指摘】滞納額に対する延滞金の賦課について 市営住宅等は、住宅困窮者を対象としている市有施設であり、公共性は高く福祉施策としての位置づけを認めることからの賦課しない裁量をしていると予想できるが、入居したくても入居できない者や、厳しくも期限内納付している入居者との公平性を保つためには、滞納が発生した場合には延滞金を賦課すべきである。</p> <p>（住宅課）</p>	<p>延滞金の賦課については、「市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」第6条の「市長は必要があると認めるときは、延滞金の減免をすることができる。」を適用し、生活困窮者が主であり、延滞金を科すことで、更に生活が困窮する恐れのある短期滞納者に対し、現時点ではこれを賦課していないが、今後、延滞金徴収を行っている関係課の状況を確認する中で、システム改修や納付書のレイアウト変更などの必要経費を洗い出し、併せて他市の例規等整備内容を研究しながら、収納管理業務の方法や適切な債権管理に向けた検討を早急に進めていく。</p> <p>なお、長期滞納者や悪質滞納者に対しては、明け渡し請求訴訟を提起し、延滞金及び損害賠償金を賦課している。</p> <p>（住宅課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>＜市営住宅入居者が使用する無料駐車場の有料化について＞ （報告書 216ページ）</p> <p>【指摘】 市営住宅入居者が使用する無料駐車場の有料化について よって、すべての団地について駐車場としての機能を調査し、有効に機能している団地の駐車場については、その団地の近隣の月極駐車場の利用料を参考にして有料化するべきであり、市条例を改正するべきである。 （住宅課）</p> <p>（２）効率性の視点</p> <p>＜連帯保証人の資格要件等の基準の明確化について＞ （報告書 218ページ）</p> <p>【指摘】 連帯保証人の資格要件等の基準の明確化について 長野市営住宅の設置及び管理に関する条例では、その第11条において、「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人・・・」と定めている。しかし、連帯保証人の資格能力については不明確である。これを要因として、連帯保証人に対する定期的な調査は行われておらず、その結果、連帯保証人に連絡したところ死亡していた事実初めて気が付くという事態を招いている。よって、連帯保証人の資格要件等の基準を明確化するべきである。 （住宅課）</p> <p>＜他課との情報連携について＞ （報告書 219ページ）</p> <p>【意見】 他課との情報連携について 滞納してからの対応ではなく、健全なうちからの対応をするべく、高齢者活躍支援課や生活支援課との情報連携体制の強化を図ることが望まれる。 （住宅課）</p>	<p>駐車場の有料化（現在まで7団地が実施）に当たっては、入居者相互の公平性を確保するため、管理戸数以上（1台/戸以上）の施設整備が必要であると考えており、有料化に踏み切れない団地の狭小な敷地内において、施設数が不足する状態で整備を進めるには、その適正管理に向けた、入居者との十分な合意形成が必須なため、本年3月から行っている各団地の現地調査を踏まえながら、慎重に研究し、検討し、方向性が定まった団地から逐次整備を進めていく。 （住宅課）</p> <p>連帯保証人の資格要件等については、来年度から施行の民法改正に併せ、ご指摘の留意点を踏まえる中で、これら基準の明確化に向け検討、実施していく。 （住宅課）</p> <p>福祉部局等と調整を図りながら、情報連携体制の強化を進めることで、適正な管理業務の遂行と入居者への適切かつ速やかな対応に努めていく。 （住宅課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>＜保管場所使用承諾証明書発行基準の明確化について＞ （報告書 219ページ） 【意見】 保管場所使用承諾証明書発行基準の明確化について 駐車場は市営住宅等の入居者に専属的に貸与されることが相当であるから、裁量によって発行するかどうか判断するのではなく、車庫証明書発行事務基準を定め、事務の効率化に資することが望まれる。 （住宅課）</p> <p>＜使用料の収納方法の拡大について＞ （報告書 220ページ） 【意見】 使用料の収納方法の拡大について 収納手段として現在市で利用している収納方法で、市営住宅利用料が新たに開始すれば効果が期待できると思われるのが、コンビニ収納、クレジット収納、ペイジー収納である。市としては、これら3種類の収納方法についてすでにノウハウを取得済みであるから、十分対応は可能と思われる。ぜひ、収納方法の拡大を図り、収納率の向上と居住者の使用料支払いの利便性向上が望まれる。 （住宅課）</p>	<p>ご指摘のとおり、事務の効率に向け、車庫証明書発行事務基準の検討、作成を進めていく。 （住宅課）</p> <p>ペイジー収納等の導入については、平成25年に、財政部局より、移行費用(約 600万円)は担当課にて負担するものとされ、費用対効果などを検証した結果、これらの導入が見送られた経過もあるが、今後とも、引き続き、収納方法の拡大について研究、検討していく。 （住宅課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>第14 保育料の徴収事務</p> <p>（1）滞納整理の検証 （報告書 226、227ページ）</p> <p>【意見】 交渉経過等についてサンプル調査について 平成29年度において催告書送付後すぐに納付や相談がなかった者を管理する「29催告書送付リスト」219件から、金額の上位10件（滞納額 159,600円～443,250円）について「催告書送付者経過記録」を確認した。また、少額の者に対する対応がどのように行われているかを下位10件（滞納額 900円～2,400円）から確認した。上位10件のうち、1件は平成29年8月から3回（8月、12月、翌年7月）催告書を送付しているが、平成30年10月現在まで利用者と折衝した記録はない。もう1件も、平成30年1月から2回（1月、6月）催告書を送付しているが、平成30年10月現在まで利用者と折衝した記録はない。滞納整理マニュアルでは電話催告の効果について「多くは電話によりすぐに支払うため早い段階での催告は有効である」と認識している。またサンプルの残り8件の記録を見ると、催告書送付後に利用者から連絡がある場合は、催告後1ヶ月くらいの時期が多い。利用者から連絡がない2件について、現年度における回収効果を上げるために、催告書送付後1ヶ月～2ヶ月の時期に連絡することが望まれる。</p> <p>下位10件のサンプルでは、1件が平成29年12月から4回（12月、翌年3月、7月、10月）催告書を送付しているが、利用者と折衝した記録はない。残り9件のうち、8件は催告書送付後1ヶ月以内に納付がある。利用者から連絡がなかった1件について、催告書送付後1ヶ月～2ヶ月の時期に連絡することが望まれた。</p> <p style="text-align: right;">（保育・幼稚園課）</p>	<p>催告書送付後に連絡がない保護者には、令和元年6月の催告書送付分から、催告書送付後2か月以内に連絡を取り、納付の催促を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">（保育・幼稚園課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p><滞納処分の実施について> （報告書 227ページ）</p> <p>【意見】 滞納処分の実施について 現年度分の保育料を滞納している場合には、児童手当から特別徴収をし、過年度分については本人の申出を得て児童手当から申出徴収をするようにしているが、保育料を納付できない正当な事由がなく、再々にわたる納付の呼びかけにも応じない利用者については、市税の徴収担当と連携を図りながら、財産調査や差押等の滞納処分による対応が望まれる。 （保育・幼稚園課）</p> <p>（２）収納、滞納整理事務の検証</p> <p><口座振替の徹底について> （報告書 227ページ）</p> <p>【意見】 口座振替の徹底について 事務作業においても、例外の取扱いが入るより、同一作業だけをする方が効率が良いことや、口座振替をしていない者に対する督促状の発送状況を確認したところ、口座振替をしていない者の方が督促率は高い傾向にあり、単純な納付忘れを防止する観点からも、口座振替を利用できない特別な理由がない限り口座振替を徹底することが望まれる。 （保育・幼稚園課）</p> <p><私立保育所への収納協力員報酬について> （報告書 228ページ）</p> <p>【意見】 私立保育所への収納協力員報酬について 同制度を継続するのであれば、報酬について収納率向上に対する貢献（回収の難易度や回収件数）に応じた報酬体系を取り入れることの検討が望まれる。 （保育・幼稚園課）</p>	<p>滞納に対する対応については、文書、電話による催告のほか、訪問徴収、児童手当からの特別徴収など様々な方法を実施しており、中でも児童手当からの徴収は大きな成果を挙げている。 現在のところ、正当な事由がなく、納付に応じない利用者は少ない状況である。 催告書の送付後に連絡がない保護者について、令和元年6月の催告書送付分から、催告書送付後2か月以内に連絡を取り、催告を行うようにするため、財産調査や差押等の滞納処分は、その実施状況をみながら、市税の徴収担当課のノウハウを取り入れ、実施について検討を行っていく。 （保育・幼稚園課）</p> <p>納付書での支払いを希望している人を除き、納付書払いの保護者へ、令和元年5月中に口座振替をお願いする文書を送付し、その後も定期的に依頼していく。 （保育・幼稚園課）</p> <p>収納協力員の収納協力報酬については、滞納者に対して納付催促に限定され、収納業務ができないことから、制度の継続について検討を行う。 （保育・幼稚園課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（３）他部署との連携の検証</p> <p>＜市税の徴収担当との連携について＞ （報告書 228ページ）</p> <p>【意見】 市税の徴収担当との連携について（再掲） 現年度分の保育料を滞納している場合には、児童手当から特別徴収をし、過年度分については本人の申出を得て児童手当から申出徴収をするようにしているが、保育料を納付できない正当な理由がなく、再々にわたる納付の呼びかけにも応じない利用者については、市税の徴収担当と連携を図りながら、財産調査や差押等の滞納処分による対応が望まれる。 （保育・幼稚園課）</p> <p>（４）延滞金や過料、還付金等の検証</p> <p>＜延滞金の徴収について＞ （報告書 229ページ）</p> <p>【指摘】 延滞金の徴収について 保育が福祉であることや、徴収していない自治体が多いとの理由であるが、条例第5条では、「市税外収入金が納期限後に納付される場合においては、延滞金額を加算して徴収する。」こととされている。誠実に納付している者との公平性を保つために、条例に規定する延滞金を課すべきである。 （保育・幼稚園課）</p>	<p>滞納に対する対応については、文書、電話による催告のほか、訪問徴収、児童手当からの特別徴収など様々な方法を実施しており、中でも児童手当からの徴収は大きな成果を挙げている。 現在のところ、正当な理由がなく、納付に応じない利用者は少ない状況である。 催告書の送付後に連絡がない保護者について、令和元年6月の催告書送付分から、催告書送付後2か月以内に連絡を取り、催告を行うようにするため、財産調査や差押等の滞納処分は、その実施状況をみながら、市税の徴収担当課のノウハウを取り入れ、実施について検討を行っていく。 （保育・幼稚園課）</p> <p>現在、延滞金徴収のための納付書様式について検討をしているが、延滞金徴収を行っている関係課に実施状況を確認する中で、延滞金徴収に係る収納管理等については人員が必要であり、現体制では実施が難しいことから、実施に向けて人員配置及び収納管理業務方法等の検討を行っていく。 （保育・幼稚園課）</p>

措置の通知書

平成30年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>第15 全体を通して複数の業務にまたがる事項等</p> <p>＜全庁的な連携体制強化について＞ （報告書 232ページ）</p> <p>【意見】 全庁的な連携強化について 既に設置されている収納向上対策協議会を活用し、収納課のノウハウを共有するなどして全庁を挙げての収納力向上を図ることが望まれる。 (収納課)</p>	<p>収納向上対策協議会においては、全庁的な収納力向上に向け、各課の収納・未収金対策や課題点など、情報の共有及び検討を行っており、未収金を過去10年間で2分の1以下に圧縮する成果を上げている。</p> <p>また、年度当初には各課の徴収技術向上を図るため、収納課職員が企画し講師となって合同研修会を開催し、ノウハウを共有しており、担当課において徴収方法等に不明な点が生じた場合には随時、特別滞納整理室が窓口となって相談、質問を受け付け、助言・指導を行っている。</p> <p>今後も収納向上対策協議会において全庁的・総合的な収納向上対策の検討を行っていく。 (収納課)</p>